

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
インド	下痢症研究及びコントロールセンター建設計画のための贈与に関する日本国政府とインド政府との間の交換公文	下痢症研究及びコントロールセンター建設計画を実施するために必要な 1. 下痢症研究及びコントロールセンターの建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	2,134,000千円 H17.3.31まで	H16.6.25 ニューデ リーで (同日)	日本側 榎泰邦在インド大使 インド側 ザイゼック・メホートラ大蔵省経済担当局長	H17.3.25 146号
インド	オリッサ州サダール・バルバイ・パテル小児医療大学院病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とインド政府との間の交換公文	オリッサ州サダール・バルバイ・パテル小児医療大学院病院整備計画を実施するために必要な 1. 病院の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機材の維持・管理指導に必要な役務の供与	830,000千円 H18.3.31まで	H17.8.4 ニューデ リーで (同日)	日本側 榎泰邦在インド大使 インド側 ザイゼック・メホートラ大蔵省経済担当次官補	H17.9.5 883号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。